

交野市まちづくり市民提案型事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市民のライフスタイルや価値観の変化等により、多様な公共サービスの提供が求められる一方、市内では地域課題の解決を図るため、多様な市民活動が展開されている。

交野市まちづくり市民提案型事業補助金は、市民団体等が、市と対等な関係のもと、それぞれの特性を生かしながら地域課題を解決するために自主的に取り組む交野市まちづくり市民提案型事業に対し、予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することにより、多様な公共サービスの提供を推進することを目的とし、その交付に関しては、交野市補助金交付規則（昭和48年規則第5号）及び団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和48年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における「市民団体等」とは、市内で活動する市民活動団体（NPO法人含む。）及び自治会等をいう。

(補助対象事業)

第3条 交野市まちづくり市民提案型事業補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域課題を解決するために市民団体等が取り組む公益性の高い提案事業であって、自主的に取り組まれ、原則として、継続的に実施されるものとする。ただし、当該補助金を活用する事業にあつては、当該年度内に完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業としないものとする。

- (1) 特定の個人や市民団体等のみが利益を受ける事業。ただし、補助金の交付を受けようとする市民団体等が自治会等であり、その地域の住民全体に利益が還元される事業と認められる場合は、この限りでない。
- (2) 地域住民の交流会その他の親睦会的な事業
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- (4) 過年度において補助対象事業として採択された事業。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる市民団体等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に主たる活動拠点（法人の場合は登記地が市内に限る。）がある市民団体等であること。
- (2) 原則、1年以上継続して活動されていること。
- (3) 構成員数が5名以上で、かつ2名以上が市内に在住している者であること。
- (4) 市民団体等の定款又は会則等を設けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助金の対象としない。

(1) 政治、宗教又は営利を目的とした団体

(2) 前号に掲げるもののほか、活動内容等から補助対象として不適当と認められる団体
(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、次の各号に定めるものとする。

(1) 別表1に掲げるもの

(2) その他、市長が必要と認めるもの

(補助金の額等)

第6条 補助金の額及び限度額は、前条に規定する補助対象経費の50%以内に要する額とし、1事業につき100千円を限度とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする市民団体等（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業提案書(計画書)

(2) 収支予算計画書

(3) 申請者の概要(定款又は会則等)

(4) その他、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、1団体1事業につき同一年度内に1回を限度とする。

(交付決定)

第8条 市長は、交付申請が提出されたときは、当該内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、速やかに申請者に対して、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項に規定する審査に必要な事項は別に定めるものとする。

(審査結果の公表)

第9条 市長は、前条の規定による事業の審査の結果について、広く公表するものとする。

(交付請求)

第10条 第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、市長の定める期日までに、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 前条の規定により補助金の交付を受けた市民団体等（以下「補助団体」という。）は、事業終了後1か月以内に補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
 - (2) その他市長が必要と認める書類等
- (補助金額の確定)

第 13 条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金額を確定し、交野市まちづくり市民提案型事業補助金交付確定通知書(様式第 5 号)により、補助団体に対して通知するものとする。

(交付取消し及び返還)

第 14 条 市長は、補助団体がその補助事業に関して補助金の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は前条の規定による確定額が既に交付した補助金の額に満たないときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交野市まちづくり市民提案型事業補助金返還命令書(様式第 6 号)により、期限を定めてその額の返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第 15 条 市長は、補助金の交付申請があった場合において、補助金の交付が暴力団への活動資金又は利益になると認められるときは、補助金の交付を承認しないものとする。

2 市長は、補助金の交付決定後又は交付後に、補助金の交付が暴力団への活動資金又は利益になると認められたときは、交付決定の取消又は補助金の返還を求めるものとする。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 5 日から施行する。

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 3 月 4 日から施行する。